

京都市告示第 226 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等（同条例第2条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限り、）を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年10月11日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	桃山町水0004号	伏見区桃山町西町2番地地先 同上	

(建設局道路部道路明示課)